

今号は「確定申告」に関するQ & A集です。国税庁は所得税の確定申告に関する様々な応答事例を掲載しています。そのなかから「医療費控除」について掲載しました。詳しくは国税庁ホーム・ページの質疑応答事例にアクセスしてください。

質疑応答事例ホーム・ページアドレス



ホクロを除去するための手術の費用は、医療費控除の対象になりますか。



容姿を美化しまたは容貌を変えるための費用は、疾病の治療のための費用には当たらないので、ホクロの除去費用は、医療費控除の対象とはなりません。



健康維持のためのマッサージ代やはり代は、医療費控除の対象になりますか。



治療のためのマッサージ代やはり代は、原則として医療費控除の対象となりますが、健康維持のためのマッサージ代やはり代は、医療費控除の対象とはなりません。



金やポーセレンを使用した場合の歯の治療については健康保険の適用がありませんが、その治療費は、医療費控除の対象になりますか。



医療費控除の対象となります。

医師や歯科医師による診療や治療の対価であっても、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超える部分の金額は、医療費控除の対象とはなりません。

具体的には、歯の治療については、歯の治療のために一般的に使用されている材料を使用するのであれば、その材料の使用について健康保険の適用がないため治療費が高額となる場合であっても、その費用は、医療費控除の対象となります。



将来の就職や結婚を考慮して歯並びを矯正するための費用は、医療費控除の対象になりますか。



医療費控除の対象とはなりません。

発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、歯列矯正を受ける者の年齢や矯正の目的などからみて社会通念上歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象となります。

容姿を美化しまたは容貌を変えるための歯列矯正の費用は、医療費控除の対象とはなりません。将来の就職や結婚を考慮しての歯列矯正は、一般的に容姿を美化しまたは容貌を変えるためのものであると認められ、この場合の費用は、医療費控除の対象とはなりません。



メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果、血糖値と中性脂肪値が高かったことから、特定保健指導を受けるように指示され、早速、指導を受けました。この指導において、定期的に運動をすべきとのことでしたので、スポーツジムに通うこととしました。

この場合、スポーツジムに支払った運動施設の利用料は、医療費控除の対象となる医療費に該当しますか。



運動施設の利用料は、医療費控除の対象となる医療費には該当しません。特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導を受ける人のうち、その特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症または糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療または治療の対価は、医療費控除の対象とされます。

しかしながら、運動施設の利用料は、医療費控除の対象となる特定保健指導そのものの対価ではありません。

医師の診療等を受けるために直接必要な費用にも該当しませんから、医療費控除の対象となる医療費には該当しません。



無痛分べん講座に出席し、腹式呼吸などの指導を受けますが、こうした講座の受講費用は、医療費控除の対象になりますか。



医療費控除の対象とはなりません。無痛分べん講座は、妊婦の精神的不安を和らげる効果があるだけでなく、適切な指導の下に正しい腹式呼吸の方法を会得すれば、安産も期待できるといわれています。しかし、このような講座の受講費用は、医師による診療等の対価として支払われるものではなく、また、医師による診療等を受けるため直接必要な費用でもないので、医療費控除の対象とはなりません。



出産までの定期検診の費用は、医療費控除の対象になりますか。



原則として医療費控除の対象となります。

医師による診療等の対価として支払われる妊婦の定期検診の費用は、医療費控除の対象となります。

なお、出産後の検診の費用についても、健康診断の対価にすぎないものを除き、医療費控除の対象となります。



不妊症の治療費や人工授精の費用は、医療費控除の対象になりますか。



医師による診療等の対価として支払われる不妊症の治療費及び人工授精の費用は、医療費控除の対象となります。



医師による妊娠中絶の費用は、医療費控除の対象になりますか。



妊娠中絶の費用のうち、母体保護法の規定に基づいて医師が行う妊娠中絶に係るものは、医療費控除の対象となります。



薬局や薬店などで市販されているかぜ薬は、医療費控除の対象になりますか。



医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象となります。

医薬品の購入費用は、治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医療費控除の対象となります。したがって、かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用は、医師の処方や指示がなくても、医療費控除の対象となります。



漢方薬やビタミン剤の購入費用は、医療費控除の対象になりますか。



治療または療養に必要な場合には、医療費控除の対象となります。

医薬品の購入費用で医療費控除の対象となるものは、治療または療養に必要なものであることが必要です。

漢方薬やビタミン剤は、治療または療養のために効能があるほか、疾病の予防や健康の増進にも効能があり、これらの購入費用について医療費控除を受けるためには、その漢方薬やビタミン剤が医薬品であることに加え、その費用が治療または療養に必要なものであることが必要となります。



高血圧症のため、医師の指示により、自宅で低カロリー・低塩分の食品による食事療法を行った場合のその食品の購入費用は、医療費控除の対象になりますか。



医療費控除の対象とはなりません。

自宅で行う食事療法のための食品の購入費用は、治療または療養に必要な医薬品の購入の対価には当たらず、また、医師による診療等を受けるため直接必要な費用にも当たらないので、医療費控除の対象とはなりません。



入院中や退院の際に、担当の医師や病院のナースセンターに対して贈物をした場合、その贈物の購入費用は、医療費控除の対象になりますか。



医療費控除の対象とはなりません。

担当の医師や病院のナースセンターに対する贈物の購入費用は、一般的には、医師による診療等の対価や看護師による療養上の世話の対価には当たりません。また、医師による診療等を受けるため直接必要な費用にも当たりませんので、医療費控除の対象とはなりません。



入院患者の付添人を紹介してもらった対価として家政婦紹介所に支払う紹介手数料は、医療費控除の対象になりますか。



家政婦紹介所に支払う紹介手数料は、一般的には、療養上の世話の対価として支払うものではありませんが、療養上の世話をする者を紹介してもらったことに対する対価として支払う場合の紹介手数料は、医療費控除の対象となります。